

お知らせ

お知らせ

暮らしが便利

あいさい見聞録

健康ガイド

スポーツ

イベント

子育て1・2・3

出産・子育て応援給付金(出産応援ギフト・子育て応援ギフト)について

問 健康推進課 ☎ (28) 58333

全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育てまで切れ目なく身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行うほか、妊娠届や出生届を提出した方に給付金を支給します。

▼対象／申請時点で愛西市に住民票がある方(他の自治体ですでに出生届提出された方は対象外)

【出産応援給付金(出産応援ギフト)】

・令和4年4月1日以降に妊娠届を提出した(する)妊婦

【子育て応援給付金(子育て応援ギフト)】

・令和4年4月1日以降に出生した児童を養育する方(原則、児童と同居する母または父)

・妊婦一人当たり5万円

・妊婦一人当たり5万円

▼申請方法／妊娠届出時の面談または赤ちゃん訪問時に配布するアンケートを実施し、問い合わせ先へ申請書を提出

※3月1日以前に出産された方、妊娠届を提出した方はアンケートと申請書を送付しています。他の市町村から転入され、転入前の市町村で給付を受けている方は、健康推進課まで「連絡ください。

1歳児子育て応援給付金の支給について

問 子育て支援課 ☎ (55) 7118

子育て家庭に対し、切れ目ない支援を行うため、1歳を節目として相談支援および経済的支援を行います。

▼給付額／児童一人当たり5万円

1歳の誕生日を迎える誕生日を含めて1月以上市内に居住する児童

▼支給対象者／支給対象児童の1歳誕生日を含めて1月以上市内に居住している保護者

▼支給手続き／該当する方には、子育て支援課から個別に案内を郵送します。内容をご確認いただき、手続きをお願いします。

新生児子育て応援給付金事業の終了のお知らせ

問 子育て支援課 ☎ (55) 7118

新型コロナウイルス感染症の影響に対する生活支援策として実施していました

した新生児子育て応援給付金は、令和5年3月31日をもって終了しました。

こども基本法が令和5年4月1日に施行されます

問 子育て支援課 ☎ (55) 7118

「こども基本法」が令和5年4月1日から施行されます。この法律により、全ての子どもについて、

①基本的人権が保障され、差別的な扱いを受けないこと

②適切に養育され、福祉や教育が等しく受けられること

く受けられること

③意見を表明する機会、社会的活動に参画する機会が確保されること

④意見が尊重され、最善の利益が優先して考慮されること

⑤家庭での養育が困難な子どもの養育環境の確保などが基本理念として掲げられています。

本市では、この基本理念の実現を目指し、子ども施策を推進していきますので、市民の皆様のご理解・ご協力をお願いします。

5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間で、全保養所合わせて最大4泊まで利用可。

海部地域消費生活センターの「案内

問 海部地域消費生活センター

☎ (23) 0150

身近に起じる消費者トラブルについて、専門の相談員が電話や面談で問題解決の助言等を行っています。相談料不要、秘密厳守です。

▼対象／海部地域の市町村に在住・在勤・在学の方

▼場所／県海部総合庁舎1階南側

▼相談時間／月～金曜日 午前9時～午後4時30分(祝日、年末年始を除く)

▼出張相談／電話やセンターでの相談が困難な場合には、事前予約で出張相談を行っています。相談場所は、主に対象地域の市町村役場です。

詳しくは、「ちらりを」ご覧ください。

愛知県後期高齢者医療制度協定保養所利用助成事業

問 愛知県後期高齢者医療広域連合 給付課 ☎ 052(955) 1205

後期高齢者医療制度被保険者の皆さんの健康の保持・増進のために、協定保養所(別表参照)に宿泊する場合、1人

1泊につき1千円を助成します(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)。

5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間で、全保養所合わせて最大4泊まで利用可。

際「愛知県後期高齢者医療制度の被保険者」であることを伝えてください。

宿泊当日、利用される保養所の窓口で後期高齢者医療被保険者証および利用カード(初回利用時に保養所で交付)を提示し、利用カードに押印を受けてください。精算時に利用料金に対し、1千円を助成します。

